

埼玉県行政書士会東入間支部慶弔規程

(平成28年3月2日改正)

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県行政書士会東入間支部規則第37条第1項の規定に基づき、埼玉県行政書士会東入間支部支部員（以下、「支部員」という。）の、慶弔災害見舞（以下、「慶弔等」という。）について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 次の事由が生じたときは、各々の慶弔等を贈る。

- | | | |
|----------------|-----|------------------|
| 一 支部員の結婚 | 祝金 | 10,000円 |
| 二 支部員の入院（7日以上） | 見舞金 | 10,000円 |
| 三 支部員の死亡 | 香典 | 10,000円並びに花輪又は生花 |
| 四 支部員配偶者の死亡 | 香典 | 10,000円 |
- 2 花輪又は生花は、15,000円程度とする。
- 3 第1項第1号及び第2号の事由が生じた日から5年以内については、1回に限る。

(慶弔等の増額)

第3条 支部は、特に支部の運営に功績があったと認められる支部員については、支部役員会の議を経て増額することができる。

(支部員外の慶弔等)

第4条 支部と密接な関係にあった支部員以外の者の慶弔等については、支部役員会の議を経て支部員の例に準じて慶弔等を贈ることができる。

(規程に定めのない事項)

第5条 この規程に定めのない事項については、支部役員会の議を経て執行することができる。

第6条 この規程に定める慶弔等については、本会又は支部会費未納者には適用しない。

- 2 第2条の事由が生じた日から1年を経過してもなお申し出のない場合はこれを行わない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。